

別冊

# 地域振興施策の実施状況

(平成26～令和元年度)

令和2年2月  
北海道

## 目 次

1	はじめに	・・・・・・・・・・ P	1
2	北海道地域振興条例の概要	・・・・・・・・・・ P	1
3	地域振興施策の点検方法等	・・・・・・・・・・ P	2
4	地域振興施策の実施状況		
	第5条 地域計画の策定及び推進	・・・・・・・・・・ P	3
	第6条 道民の意見等の反映	・・・・・・・・・・ P	7
	第7条 地域振興に関する取組等への支援	・・・・・・・・・・ P	10
	第8条 職員の交流	・・・・・・・・・・ P	17
	第9条 人材の育成等	・・・・・・・・・・ P	21
	第10条 情報の提供	・・・・・・・・・・ P	26

## 1 はじめに

道では、平成21年4月に施行した北海道地域振興条例に基づき、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、市町村や地域の方々との連携の下、持続可能な活力ある地域づくりに取り組んでいます。

本条例は、附則において、条例施行から5年を経過するごとに施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、今般、平成26年10月の条例改正から5年が経過したことから、本書において、条例改正以降の地域振興施策の実施状況等を点検するとともに、今後、その結果を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案しながら、必要に応じて条例の見直しについて検討を進めることとしています。

## 2 北海道地域振興条例の概要（別添参照）

<b>前 文</b> 本道の各地域が直面する厳しい状況を踏まえ、道民、市町村及び道が一体となって、それぞれの地域の実情に即した取組を積極的に進めていくとともに、地域の特色ある活動を一層活発に展開することにより、北海道全域の活性化を図り、すべての人々が将来にわたり安心して暮らし、幸福を享受できる地域社会を構築するための条例を制定				
<b>第1章 総則 地域振興に関する基本的考え方を明らかにします</b>				
<b>1 条 目 的</b> 本道の地域振興を道民、市町村と共に進め、「個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指します。				
<b>2 条 基本理念</b> すべての主体が共有すべき地域振興の基本的な考え方を規定します。				
(1) 地域特性に応じた取組の推進	(2) 道民、市町村、道の適切な役割分担及び協働による取組の推進	(3) 地域間の交流・地域相互の連携と補完の促進		
<b>3 条 道の責務</b> 地域振興を進める上で道の果たすべき責務を規定します。				
(1) 地域振興施策の総合的かつ計画的な推進	(2) 道民の主体的な取組の促進及び市町村施策の支援	(3) 市町村との連携及び道民との協働の推進	(4) 国に対する必要な協力要請及び提言	(5) 広域的な見地からの施策の推進及び調整
<b>第2章 地域振興に関する施策の推進 地域振興に関する基本的な施策の進め方を明らかにします</b>				
<b>4 条 施策推進の基本方針</b> 道として施策を推進していく上での基本方針を示します。				
(1) 自然環境、文化、産業などの地域特性に配慮	(2) 人口の減少に伴う地域課題に対応	(3) 自然景観、農林水産物などの地域資源の活用	(4) 地域振興を担う人材の育成と活用	
(5) 産業、暮らし、環境、防災及び減災等幅広い分野の施策の一体的実施	(6) 多様な手法による市町村間の連携の促進等、地域の主体的な取組の持続	(7) 重要課題の解決に向けた本道の特性の発揮	(8) 総合振興局及び振興局が中核的な役割を担う	
<b>5 条 地域計画の策定及び推進</b> 地域振興を効果的に進めるための地域計画を策定・推進します。				
(1) 広域的な地域区分ごとの計画（地域計画）策定	(2) 総合計画の方向に沿った地域計画の策定	(3) 地域計画と特定分野計画との一体的な推進		
<b>6 条 道民の意見等の反映</b> 道民及び市町村の意見や提案を地域振興施策に反映させるための体制整備その他の必要な措置を行います。				
<b>7 条 地域振興に関する取組等への支援</b> 市町村等の主体的な取組に対する支援施策を充実します。				
(1) 道民及び市町村の取組等を支援するための施策を充実	(2) 道民と市町村の協働、広域的な取組の促進及び人口・産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域振興に配慮			
<b>8 条 職員の交流</b> 市町村との緊密な連携による地域振興施策を推進するため、職員派遣等の充実を図ります。				
<b>9 条 人材の育成等</b> 地域振興を進める上で必要な人材の育成や人材等の活用を進めます。				
(1) 道民が地域の取組を進めるために必要な知識や技能の習得、地域振興実践者との交流機会の確保	(2) 事業者や大学等の協力による幅広い人材、ノウハウ、技術等の活用を促進			
<b>10 条 情報の提供</b> 道民及び市町村の主体的な取組等が促進されるよう必要な情報の提供を行います。				
<b>11 条 財政上の措置</b> 地域振興施策の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。				
<b>附 則</b> 施行期日：平成21年4月1日 改正後条例の施行期日：平成26年10月14日 条例施行後5年ごとに条例施行の状況等について検討を加え、必要な措置を実施				

### 3 地域振興施策の点検方法等

地域振興施策の実施状況を、条例の区分ごとに次のとおり整理します。

条例の区分		主な地域振興施策等
第5条	地域計画の策定及び推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・連携地域別政策展開方針の策定・推進</li><li>・北海道創生総合戦略（地域戦略）の策定・推進</li></ul>
第6条	道民の意見等の反映	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域づくり連携会議、政策提案制度の実施</li><li>・知事の地域訪問</li><li>・地域創生ミーティング</li></ul>
第7条	地域振興に関する取組等への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域づくり総合交付金</li><li>・地域政策推進事業（地域創生推進事業、地域政策コラボ事業等）</li><li>・条件不利地域等への振興対策</li><li>・道から市町村への事務・権限移譲の推進</li><li>・北海道遺産構想の推進</li><li>・移住・交流施策の推進</li><li>・広域連携の推進（北海道型地域自律圏の形成）</li></ul>
第8条	職員の交流	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員派遣制度の充実による職員交流の推進</li><li>・振興局と市町村の協働政策検討会</li><li>・地域創生出張サポート制度</li></ul>
第9条	人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域カスキルアップセミナー</li><li>・民間企業等との協働</li><li>・大学やNPOなど外部人材の活用による地域の活性化</li></ul>
第10条	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域振興に有用な情報の提供等</li></ul>

## 4 地域振興施策の実施状況

### 第5条 地域計画の策定及び推進

道は、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための計画（以下「地域計画」という。）を策定しなければならない。

2 道は、地域計画については、総合計画（北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第7条第1項に規定する総合計画をいう。）が示す政策の基本的な方向に沿って策定しなければならない。

3 道は、地域計画については、特定分野別計画（北海道行政基本条例第7条第4項に規定する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画をいう。）と一体的に推進しなければならない。

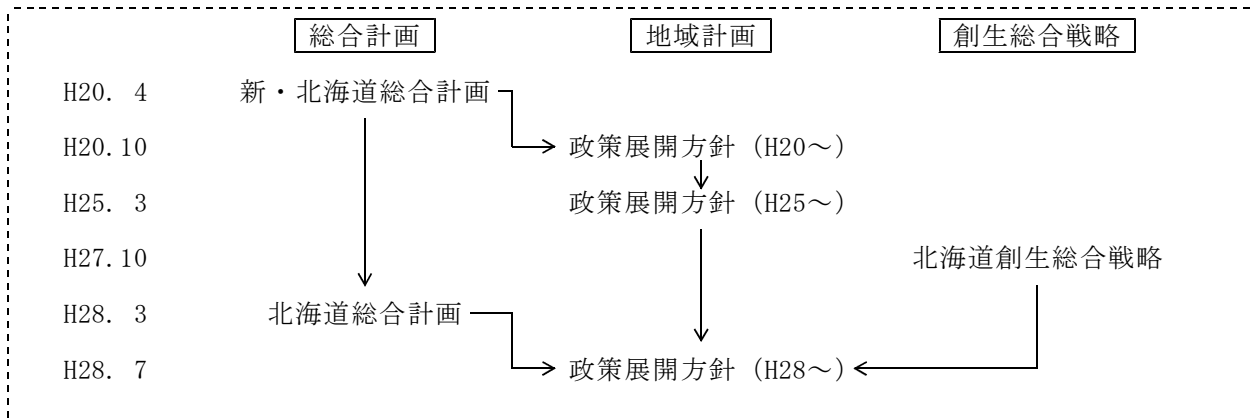
施策名（事業名）	<b>連携地域別政策展開方針の策定・推進</b>
----------	--------------------------

#### ○ 目的（趣旨）

北海道地域振興条例第5条の「地域計画」として、総合計画に示す6つの連携地域ごとに「連携地域別政策展開方針」を策定し、特定分野別計画と一体的に推進することにより、地域振興の効果的な推進を図る。

#### ○ これまでの取組

- ・「新・北海道総合計画」の推進の手立ての一つとして、地域の特色に応じ、地域に根ざした政策を展開するため、平成20年10月、6つの連携地域ごとに「連携地域別政策展開方針」を策定し、北海道地域振興条例に基づく「地域計画」として位置づけ
- ・平成25年3月、計画期間の満了に伴い、新たな方針を策定
- ・平成27年度には、人口減少問題の急速な進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、総合計画を前倒しして改定するとともに、新たに「北海道創生総合戦略」が策定されたことから、これらの計画と一体的な推進を図るため、平成28年7月に新たな方針を策定



#### ○ 主なプロジェクトの取組状況

各連携地域では、政策展開方針に示す主な施策の展開方向に基づいて、重点的に取り組むプロジェクトを地域重点政策ユニットとして整理

- ・国の事業や関連する道の事業、民間団体の取組
- ・地域づくり総合交付金や振興局独自事業等の道の地域振興施策

などを効果的に活用しながら、市町村をはじめとする地域の関係者などの参画を得るなど、地域が一体となって推進

連携地域	主なプロジェクト	主な施策	具体的な取組
道央広域 【207プロジェクト】	ようてい・西いぶり広域連携プロジェクト 【後志・胆振・石狩】	広域連携による新たな観光地づくり	新幹線駅を核とした広域連携協議
		広域的な協力・連携による防災体制の強化	「ようてい・西いぶり広域連携会議」における防災協定の締結
	北海道新幹線開業を活かした日胆地域活性化プロジェクト 【胆振・日高】	胆振・日高地域が有する地域資源の魅力の発掘・磨き上げ 地域の強みの国内外発信による新たな人の流れの創出	道内外における「胆振四大遺産」のPRの実施 「むかわ竜」発掘現場を活用した発掘体験ツアーの実施

連携地域	主なプロジェクト	主な施策	具体的な取組
道央広域	道内ジオパークの連携による地域力向上プロジェクト 【胆振・空知・日高・オホーツク・十勝】	各地域におけるジオパークを活かした特色ある取組の促進 ----- 道内ジオパーク間のネットワークの構築	道内ジオパーク地域の小学生を対象としたジオパーク学習交流会の開催 ----- 北海道ジオパークネットワーク連絡会議の開催
道南 【67プロジェクト】	新幹線開業を活かした交流人口拡大プロジェクト 【渡島・檜山】	北海道新幹線開業を活かした青森・道南広域観光圏の形成 ----- 北海道新幹線開業を強みとしたスポーツ合宿地としての魅力発信	新幹線開業後PRイベント等の実施や青函広域観光エリアの情報発信 ----- 競技関連施設や宿泊施設等の情報発信、市町受入体制の構築支援
道北 【137プロジェクト】	魅力ある地域資源を活かした「きた北海道」への来訪促進プロジェクト 【上川・留萌・宗谷】	特色ある自然や歴史、芸術文化をテーマとした地域の魅力発信 ----- 広域周遊観光や体験・滞在型観光等の推進	観光資源を組み合わせた広域観光周遊ルートの形成及びガイドブック作成、多言語による情報発信、増毛山道等自然を活用したツアーの自主的運営に向けた支援 ----- 道北版エコ・モビリティ推進事業等によるサイクリングを活用した広域周遊の推進支援
オホーツク 【37プロジェクト】	生産体制の整備や販路拡大などによる農林水産業強化プロジェクト 【オホーツク】	高収益で安定的な生産体制の整備 ----- 担い手の育成・確保	災害に強いホタテガイの漁場整備のための魚礁移設の実施、増殖場・養殖場の整備 ----- 林業インターンシップ既参加者の林業就業促進や林業事業体による自主的なインターンシップ実施への取組支援
十勝 【47プロジェクト】	「次世代先進産業」とかちチャレンジプロジェクト 【十勝】	豊富な地域資源を活かした再生可能エネルギー等の導入促進 ----- 新たな価値を生み出す科学技術などの活用	バイオマスアドバイザー派遣事業の実施 ----- 航空宇宙ビジネスへの理解促進やセミナーの実施
釧路・根室 【57プロジェクト】	安全・安心で心豊かに暮らせる地域づくりプロジェクト 【釧路・根室】	子育て支援及び高齢化対策の推進 ----- 地域防災力の充実・強化	住民参加型子育てサポート体制づくりモデル事業の推進 ----- 避難所運営ゲーム北海道版等を活用した防災教育の実施、講師養成研修会の実施

第5条

施策名（事業名）	北海道創生総合戦略（地域戦略）の策定・推進
----------	-----------------------

○ 目的（趣旨）

人口減少が急速に進む中、北海道創生総合戦略に示す基本戦略等と連携しながら、地域戦略として、振興局が中心となって進める施策の基本的な方向性を示すことにより、持続可能な地域づくりを進める。

○ これまでの取組

平成27年10月、北海道創生総合戦略を構成する枠組みの一つとして、各振興局地域ごとに地域戦略を策定し、連携地域別政策展開方針と一体的に運用しながら、各種地域振興施策を推進。

○ 各地域における取組状況

地域	主な施策	具体的な取組
空知	米どころ空知の農業と関連産業の振興	ワイン造りの産地基盤確立を図るため、土地や気象等のデータ分析に基づく適切な栽培方法や適正品種の検討、研究機関や大学と連携した各種技術の支援
	地域の特性を活かした企業等の誘致とものづくり人材の確保・定着の促進	高校生と保護者に地元企業を知ってもらい、働く意義を考える機会を提供することで、労働者の確保や定着を図る「ジョブスタート事業」の実施
	安心で住み良い暮らしのできる地域の形成促進 炭鉱(やま)の記憶やワインなどの地域資源を活用した多様なタイプの交流の促進	首都圏での移住フェアなどにおけるプロモーションの実施やHP等を活用した「仕事」「住宅」「子育て」等の情報発信 炭・鉄・港の産業遺産を活用した取組を学ぶフォーラムの開催（H28～30）、炭鉄港PR動画の製作、炭鉄港の日本遺産登録に向けた検討取組の推進
石狩	若い世代の結婚・子育てに関するポジティブ・マインドの形成など少子化対策の加速	企業等における仕事と家庭の両立支援の状況を把握するため、企業訪問による実態調査の実施のほか、フォーラムを開催。両立支援ポータルサイトの開設
	若者の地元定着促進と首都圏からの新しい人の流れの創出	「若者の地元定着促進プラン」を策定し、若年層の流出抑制、東京圏からの人材選流促進のためのモデル事業の実施と関係機関で構成する「札幌圏地元定住促進協議会」における推進状況等の検証
	都市と自然とが共存する石狩観光スタイルのグローバルな展開	タイや台湾をターゲットとした海外現地等プロモーションの実施
後志	農林水産業の持続的発展やブランド化の推進	農業の生産拡大、収益率向上に向けた高収益作物の栽培技術導入試験や販路拡大PRの実施、マニュアルの作成
	多彩な地域資源を活用した国際観光リゾートエリアの形成 人口減少社会に対応した活力あるまち・ひと・しごとづくりの推進	「酒と肴と旅」プロジェクトの展開やスポーツツーリズムによる誘客促進 しりべし空き家BANKの利用促進に向けた納付書等での通知
胆振	地球誕生と文化の変遷を体感できる地域資源の磨き上げ・発信	PRイベントでの胆振四大遺産（ジオパーク、アイヌ文化、縄文遺跡群、むかわ竜）の魅力発信や道内外におけるプロモーションの実施
	新鮮・多品種な食材の共演による「胆振フルコース」の展開	管内の隠れた良品を地元や道内消費者に紹介する「いぶりマルシェ」の開催
	世界の課題に応える産業拠点の形成促進と雇用の創出	道内外の中小企業、大学、産業支援機関等が参加する展示会への3年連続出展、「メッセナゴヤ」での市町との連携による企業立地等に向けたPRの実施
日高	「ひだか」地域を支える農林水産業の振興	新規就農者説明会等への支援、新規就農者受入に係る情報・意見交換会の実施、林業に関する高校生インターンシップ受入及び職業人への支援
	地域特性を活かした「ひだか」観光の展開	東京都文京区との連携交流推進の取組として「文京博覧会」で特産物の販売
	誰もが住み続けたいと思える「ひだか」地域づくり	都市圏から移住・定住者を呼び込むため、自治体等の連携によるFacebookを運用、「ひだかウィーク」を首都圏で開催
渡島	北海道新幹線開業効果を最大限に発揮した交流人口の拡大	世界遺産登録を見据えた縄文の魅力発信パネル展、遺跡見学・土器作り体験ツアー、地元FM局等と連携した縄文文化PR番組制作、官民連携の縄文PRイベント等
	渡島の魅力を活かした生活・定住環境づくりの推進	HPやチラシ、道外イベント等でのPRによる介護・福祉就業体験モニターの募集
	渡島を支える農林水産業の振興と6次産業化への取組強化	道南地域食の展示見本市、農商工連携による6次産業化セミナー、地元百貨店等と連携した物産フェアの開催、独自性のある地域産品の付加価値向上や販路拡大の推進等
檜山	「日本海漁業振興基本方針」に基づく漁業の活性化など農林水産業の振興	日本海漁業の振興に向け、ホタテ、ウニ等の養殖実証試験や高付加価値化等の取組や既存漁業にホタテ養殖業等を組み合わせた複合経営への支援の実施、ニシン稚魚の放流の実施
	安全で快適に暮らすことのできる地域社会の形成 歴史・文化・食・自然を活かした交流人口の拡大	看護師確保・定着に向けた「めざせ看護師！檜山塾」の実施 新幹線開業効果を活かした東京都大田区との交流連携事業の実施（「OTAふれあいフェスタ」参加、「ひやま食と観光フェア」開催）

地域	主な施策	具体的な取組
上川	天塩川や大雪山など魅力ある地域資源を活かした上川地域への来訪	天塩川の魅力の再認識や松浦武四郎の魅力発信に向けた地域フォーラム等の開催、武四郎を軸とした記念式典の開催、武四郎のパネルや床地図、天塩日誌現代語版等の制作、三重県松阪市「武四郎まつり」における上川の魅力発信ブースの开展
	「上川百万石」の米や野菜、森林など地域の強みを活かした農林業の振興	地域農業のさらなる省力化・高収益化に向けた取組の推進（米の高品質化、畑作物の生産性向上、新規作物の導入の支援）、有機農業技術の普及促進や消費者への理解促進に向けた取組（各種農業イベントによるPR実施、現地検討会の開催）
留萌	人口減少社会を見据えた地域産業の担い手・後継者の確保・育成	新規就農者等を対象とした、生産技術や経営管理等の知識習得に向けた研修会の実施
	南北に細長く自然条件に応じて展開される多彩な農林水産業の振興と雇用の創出	水稲栽培の労働力低減・低コスト栽培に向けた試験栽培、実証展示圃設置による硬質小麦（ルルロツ）の産地化推進、食用花（エディブルフラワー）の生産体制強化と販売技術の検証、生産・販売数安定化による販路拡大
宗谷	留萌地域に住み続けたいと思える生活環境づくり	市町村等との連携による移住パンフレット作成・更新、首都圏イベントでのPR
	札幌圏や旭川圏からのアクセスの良さを活かした日本海オロロンラインへの交流人口の拡大	深川・留萌自動車道全線開通を契機とした管内連携によるスタンプラリー等のカウントダウンキャンペーンの実施
オホーツク	豊かな土地資源を活かした酪農と海域の特性に応じた栽培漁業の推進	農業系大学への酪農PRセミナー、酪農体験ツアーを開催、「宗谷新規就農支援ネットワーク」を活用した関係機関が一体となった広域的な受入の推進
	手つかずの大自然とひとの魅力を活かした移住・定住の推進	地域の「ひと」や「しごと」の魅力を再発見し、高校生の地元就職や将来のUターンにつなげる「宗谷ひと図鑑」事業の実施、市町村等との連携を目的とした移住・定住促進連絡会議を開催
十勝	サハリン州との交流や離島などの地域の特色を活かした観光の促進	サハリン航路の利用促進に向けた、官民連携プロモーションや貿易セミナーの実施
	国内外への販路拡大などによる農林水産業の強化	東京で開催される「Japan Home & Building Show」におけるオホーツク産森林認証材PRの実施、地域の大学と連携した新たなインタナシヨナル制度の創設・実施
根室	豊富な農水産物を活かした食関連産業の振興	産官学連携による6次産業化へ向けた検討会議の開催、オホーツクフェア開催により国内外への販路拡大を推進
	人口減少社会を見据えたオホーツク地域への来訪促進	オホーツクスイーツ等を活用した観光情報の発信、「北海道フェアin代々木」における、観光事業者等と連携した食と観光のPRの実施
釧路	「食の総合産業化」の推進による地域産業の振興	首都圏バイヤーを招聘した地元食関連企業及び生産者との個別相談・商談会の開催、招聘バイヤー等の管内生産現場訪問の実施、道内外での「食」の展示会・商談会への参加、国内外バイヤー等を対象とした、十勝産PRやマーケティング調査の実施
	バイオマス資源の活用や航空・宇宙等に関する実証実験等の誘致	GPSを活用したトラクターの自動化、農業ロボット技術などの地域への導入に向けた、関係機関・団体による検討会やセミナーの開催
根室	多様な人材の活躍による地域活性	女性活躍促進のための取組に積極的な企業で働く女性や管内で活躍している女性の先進事例の情報発信、農業に興味を持つ女性を対象に魅力発見セミナーの開催、管内農業女性や農業に興味のある一般女性が対象のセミナー、女性農業者等のスマート農業への理解促進を目的とした「楽々スマート農業フェア」等の開催
	「根釧酪農ビジョン」の実現に向けた具体的な取組の展開	草地型酪農推進プロジェクト会議の開催
根室	地域の持続的発展に向けた連携の強化	釧路町村会が実施する「地域づくり広域プロジェクト」への参画
	北海道横断自動車道(道東道)の釧路延伸を契機とした交流人口の増加に向けた取組の促進	「ウェルカム道東道!!オールクしる魅力発信協議会」の開催、管内を巡る着地型スタンプ&フォトラリーの実施
根室	子育て支援の充実など少子高齢社会への対応	ボランティアによる預かりや、民間主導・地域連携による一時預かりの試行など、住民参加型子育てサポート体制づくりモデル事業の推進
	我が国最大の草資源を活かした酪農や豊かな漁業資源を有する水産業の振興	畜産クラスター関連事業の活用による自給飼料の安定確保、酪農経営体の育成
根室	世界自然遺産の知床をはじめ地域の魅力を活かした取組による交流人口の拡大	道東インバウンドガイドセミナーの開催



## 第6条 道民の意見等の反映

道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 施策名（事業名） 地域づくり連携会議、政策提案制度の実施

#### ○ 目的（趣旨）

市町村や地域の関係者の参画を得て振興局の所管ごとに設置している「地域づくり連携会議」において、地域の意見聴取・把握や政策検討を行うとともに、その意見を踏まえて、振興局が取りまとめた政策を北海道地域づくり推進本部に提案する「政策提案制度」を実施することにより、地域意見の道政への反映に努める。

#### ○ これまでの取組

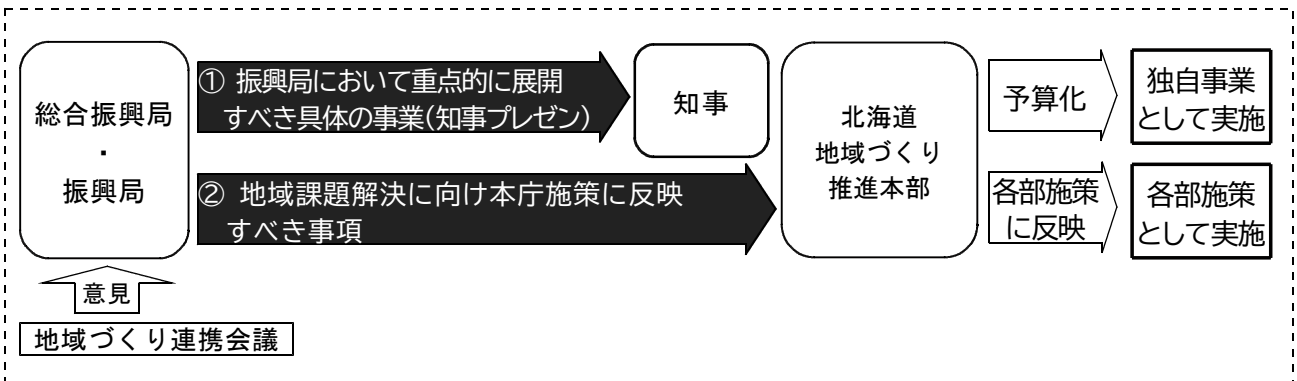
##### ・地域づくり連携会議

連携地域別政策展開方針の推進に向けて、振興局所管区域ごとに、振興局長及び市町村長のほか農協、漁協、商工団体等の地域の関係者が参画し、地域の現状や課題など現状の認識、地域重点政策ユニットの推進状況の確認、今後の取組方向の検討などを実施している。

##### ・政策提案制度

地域づくり連携会議などにおける意見を踏まえて、本庁各部の対応を要する重点的事項を振興局が政策提案として取りまとめ、北海道地域づくり推進本部に提案。推進本部による全庁横断的な検討を通じて、施策や予算等への反映を図るとともに、振興局独自事業等による重点的な推進を図っている。

[政策提案制度のしくみ]



[令和元年度政策提案テーマ]

振興局	主な提案・要望項目
空知	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本遺産「炭鉄港」を活かした誘客促進に関する取組支援</li> <li>「スマート農業」の普及や導入に関する取組支援</li> <li>「空知を育てる」人材増を目指す空知地域創生協議会の取組に対する支援</li> </ul>
石狩	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生率の向上や子育て支援など、本道全体での出産・子育て環境の整備</li> <li>道内の若者を中心とした定住の促進と移住を見据えた関係人口の維持・拡大に関する取組の展開</li> <li>研修農場等の研修教育環境整備に対する支援、地域にあったスマート農業技術（施設園芸）の実証</li> </ul>
後志	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語での対応が求められることがあるため、振興局にCIR（国際交流員）若しくは、引き続き外国語が話せる職員の配置</li> <li>夏季アクティビティの充実を図るため、法令上の取扱や様々な規制等の確認をする必要があることから、既存施設の有効利用も含め、担当部局からの助言や情報提供などの協力</li> </ul>
胆振	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウポポイの国内外へのPR、プロモーション等の実施、おもてなしイベント等の開催</li> <li>縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた気運醸成</li> <li>胆振東部地震からの復旧・復興の推進</li> </ul>
日高	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひだかの魅力を発信するための動画の作成や活用に向けた助言・支援</li> <li>新規漁業就業者確保対策に向けた制度の拡充</li> <li>春ウニなどの日高産品の知名度向上・消費拡大に向けた助言・支援</li> </ul>
渡島	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた施策を推進するための振興局体制の強化</li> <li>地域のプロジェクトに賛同し、得られた応援に対する支援体制の構築</li> </ul>
檜山	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町の多様な主体を繋ぐ管内ネットワークの構築支援</li> <li>檜山地域の次世代を担う人材の発掘・育成支援や関係人口の拡大支援</li> </ul>
上川	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興施策における地域の実情や意向等の一層の反映</li> <li>旭川空港の民間委託を契機とした更なる利用拡大</li> </ul>
留萌	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内の危機的な人手不足への緊急対策として、外国人材誘致のための環境整備事業の実施</li> <li>外国人材の受入環境整備に係る取組の支援</li> </ul>

振興局	主な提案・要望項目
宗谷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業新規就業者対策の継続と着業支援の創設</li> <li>・離島での森林整備に係る支援体制の構築</li> <li>・携帯電話の不感地域における通信環境の確保に向けた制度の創設</li> </ul>
オホーツク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏等でのプロモーション活動を通じた森林認証材の販路拡大を図る取組や、CLTの利用促進及び普及・PR等を図る取組の実施</li> <li>・本庁と地域の連携によるSNS等を活用した効果的な情報発信や、道東地域が一体となった広域周遊観光促進に向けたプロモーションに対する支援</li> <li>・公立の小・中学校、高等学校等での郷土愛を育む取組の強化や、市町村教育委員会との連携強化への支援</li> </ul>
十勝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力溢れる地域づくりを推進させるため、地域政策推進事業、地域づくり総合交付金事業の拡充など、新たな経済活性化の芽を育てていける制度の充実</li> <li>・十勝産食品の輸出促進施策の強化</li> </ul>
釧路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用した「ひがし北海道」ブランド推進に向けた地域連携の取組</li> <li>・地域産業の担い手確保に向けた取組</li> <li>・「ひがし北海道」ブランドの発信とくしろ地域のひとづくり・地域連携の強化</li> </ul>
根室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て環境の充実</li> <li>・酪農分野における新たな担い手の確保や省力化の推進</li> <li>・外国人材の受入環境の向上</li> </ul>

## ○ 実施状況

[地域づくり連携会議延べ開催回数]

年度	道央	道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	合計
平成26年度	10	2	6	3	4	2	27
平成27年度	10	2	6	3	4	3	28
平成28年度	18	6	11	3	4	7	49
平成29年度	10	2	5	2	4	3	26
平成30年度	10	2	5	2	4	3	26
令和元年度	10	2	5	2	4	2	25

[政策提案件数及び施策反映状況]

年度	提案検討項目数	新規・拡充	継続事業	制度創設等	既存施策	国等提案	検討など
平成26年度	108	43	23	2	18	5	17
平成27年度	52	34	8	1	3	2	4
平成28年度	59	10	25	1	13	4	6
平成29年度	61	13	23	1	8	10	6
平成30年度	114	20	52	0	27	9	6

[令和2年度 地域課題重点推進事業一覧] (予定)

振興局	事業
空知	日本遺産「炭鉄港」応援プログラム事業
後志	Amazing ShiriBeshi Adventure Mountain Bike事業
胆振	胆振地域ウポポイ開設戦略推進事業
渡島	IOMON渡島ネクストステージ事業
留萌	留萌地域外国人材・共生推進事業

## 第6条

施策名（事業名）	知事の地域訪問
----------	---------

### ○ 目的（趣旨）

知事が地域を訪問し、市町村長や地域づくり実践者等との対話や懇談、先進事例の視察などを通して地域課題等を共有し、解決に向けた施策の立案及び実施により、効果的・効率的な取組を推進する。

### ○ これまでの取組

年 度	地域訪問先（延べ）	
平成26年度	実施 19回	47市町村
平成27年度	実施 19回	54市町村
平成28年度	実施 20回	51市町村
平成29年度	実施 22回	57市町村
平成30年度	実施 22回	47市町村
令和元年度（R2.1末現在）	実施 10回	22市町村
合 計	実施 112回	278市町村

## 第6条

施策名（事業名）	地域創生ミーティング
----------	------------

### ○ 目的（趣旨）

各振興局が地域創生の推進にあたり、市町村の総合戦略の取組状況や課題を把握し、今後の対応方向について、市町村との意見交換や政策議論を行うため、地域創生ミーティングを開催。

### ○ これまでの取組

地域の実情や課題を把握するため、平成23年度から「ラウンドテーブルミーティング」を開催し、市町村長や地域のキーパーソンとの意見交換を通じた効果的かつ効率的な課題解決に取り組んできた。平成29年度からは「地域創生ミーティング」として見直しを行い、振興局職員が市町村の総合戦略の推進状況や課題を把握し、今後の対応方向について市町村との意見交換や政策議論を実施するなど、より実践的な対応に努めている。

### ○ 地域創生ミーティングの実施状況

年 度	実施回数
平成29年度	86回
平成30年度	68回

## 第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。

2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

### 施策名（事業名） 地域づくり総合交付金

#### ○ 目的（趣旨）

北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、総合振興局長・振興局長の裁量の下、交付金を通じて、地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組を支援する。

#### ○ 現状（現行制度）

区分	対象事業
地域づくり推進事業	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業
特定課題対策事業	全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的として市町村等が取り組む事業
市町村連携地域モデル事業	市町村が広域的な連携を行うことにより、地域自らが創意と主体性に基づき、相互補完と役割分担によって、自律的に地域のあり方を決定することができる持続可能な北海道の地域づくりに資する事業

#### 「制度の体系」

事業区分		交付対象者	上限額	下限額	交付率	
地域づくり推進事業	一般事業	ハード系事業 市町村 一部事務組合、広域連合	1億円 2億円	500万円	1/2 以内	
		ソフト系事業 市町村 一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等 振興局長が認める団体	500万円 1,000万円 300万円	50万円 10万円		
	福祉振興・介護保険基盤整備事業	市町村（政令市・中核市を除く）、一部事務組合、広域連合	—	10万円		
	地域産業基盤整備事業	小規模土地改良事業	市町村、土地改良区、農協、振興局長が認める団体	400万円		50万円
		小規模林道整備事業	市町村、森林組合	100万円～ 設定なし		10万円～ 500万円
		小規模治山事業	市町村	—		500万円
		船揚場整備事業	市町村	1,000万円		100万円
	エゾシカ緊急対策事業	市町村、エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る）	交付対象経費の2割以内	1万円		
	集落維持・活性化促進事業	ハード系事業 市町村 一部事務組合、広域連合	1億円 2億円	50万円		
		ソフト系事業 市町村 一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	500万円 1,000万円			
水資源保全推進事業	市町村	300万円	50万円	【森林】 1/2以内 【その他】 1/3以内		
特定課題対策事業	ハード系事業 市町村 一部事務組合、広域連合	1億円 2億円	1,000万円	1/2 以内		
	ソフト系事業 市町村、一部事務組合、広域連合、知事が認める団体	2,000万円	500万円			
市町村連携地域モデル事業	道独自の連携制度に取り組む市町村	500万円	—	定額		

○ 実施状況

・ 制度の充実

年 度	制度改正の推移
平成 26 年度	灯油価格高騰に伴う福祉灯油事業の拡充（単年の措置）
平成 27 年度	市町村連携地域モデル事業の創設
平成 28 年度	台風被害に伴う流木対策事業の拡充（H28・29の措置）
平成 29 年度	地域政策コラボ事業の創設
平成 30 年度	水資源保全事業交付金の統合
令和 元 年度	地域の要望等を踏まえた所要の改正

・ 予算の確保

（単位：千円）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	4,200,000	4,300,000	4,400,000	4,500,000	4,550,000	4,550,000

## 第7条

施策名（事業名）	地域政策推進事業（地域創生推進事業、地域政策コラボ事業等）
----------	-------------------------------

### ○ 目的（趣旨）

個性ある地域づくりを推進するため、振興局自らが地域と連携・協力のもと、地域に根ざした施策を企画・立案・実施し、地域課題の解決を図る。

### ○ 現状（現行制度）

地域課題の解決や道・市町村の総合戦略を推進するため、振興局が地域と連携して地域に根ざした取組を進める「地域創生推進事業」と、平成29年度から、振興局事業と協働して実施される市町村事業を地域づくり総合交付金で支援する「地域政策コラボ事業」により、振興局と市町村が一体となった地域づくりを推進している。

区分	内容	実施主体等
地域創生推進事業	振興局が市町村と連携しながら、地域の課題解決に向けて、政策形成段階から事業展開まで一貫して、地域に根ざした政策を推進する振興局の独自事業	実施主体：振興局 市町村など地域と連携して地域課題の解決に取り組む
地域政策コラボ事業	振興局が市町村と協働しながら、地域づくり総合交付金とあわせて、道と市町村それぞれの総合戦略を推進する振興局の独自事業	実施主体：振興局・市町村 市町村と協働して地域課題の解決に取り組む

### ○ 実施状況

[年度別事業数、予算額]

年度	地域創生推進事業		地域政策コラボ事業	
	事業数	予算額（千円）	事業数	予算額（千円）
平成29年度	84事業	180,000	16事業	82,128
平成30年度	100事業	185,807	18事業	82,200
令和元年度	109事業	178,000	19事業	81,385

[地域政策推進事業の主なもの（令和元年度）]

空知	・北海道空知魅力発信事業 ・空知産業遺産活用促進事業
石狩	・「人」と「技」を次世代につなぐ石狩農業プロジェクト事業 ・「さっぽろ圏」若者定着促進広域連携事業
後志	・ShiriBeshiグローバル人材育成プラン【地域政策コラボ事業】 ・ShiriBeshi農林水産業確立プロジェクト
胆振	・いぶり・6次観光推進事業 ・胆振ものづくり産業・林業活性化推進事業
日高	・ひだか戦略総合情報発信事業 ・日高アイヌ文化魅力発掘事業
渡島	・おしま交流人口拡大促進事業【地域政策コラボ事業】 ・道南地域食振興ネクストステージ
檜山	・檜山地域における新幹線観光対策事業 ・海・山・川！！障がい者が満喫するバリアフリーレジャーと地域づくりの相互連携事業【地域政策コラボ事業】
渡島・檜山	・北海道新幹線開業による観光地域づくり推進強化事業
上川	・大雪の魅力発信事業【地域政策コラボ事業】 ・かみかわ地域産業担い手対策事業
留萌	・るもい産業担い手支援モデル事業 ・西蝦夷300年 新交流時代創造事業<Step2>【地域政策コラボ事業】
宗谷	・てっぺん宗谷へ！コラボDE移住担い手対策事業【地域政策コラボ事業】 ・地域と共に魅力を発信！動画制作事業【地域政策コラボ事業】
オホーツク	・オホーツクMa a S地域活性化推進事業 ・オホーツクイメージ形成・発信プロジェクト【地域政策コラボ事業】
十勝	・共生社会の実現に向けた多様な人材活躍推進事業 ・とから地域産業振興事業
釧路	・くしろ地域の新たな価値創造ネットワーク構築・推進事業 ・スポーツを通じた地域の魅力創出事業
根室	・北方領土モノがたり事業 ・自然と食の魅力あふれるオール根室ブランド強化推進事業【地域政策コラボ事業】
釧路・根室	・輝ける北の大地で羽ばたく根釧酪農チャレンジング事業

## 第7条

施策名（事業名）	条件不利地域等への振興対策
----------	---------------

### ○ 目的（趣旨）

社会経済情勢等の変化を踏まえ、特に影響が懸念される課題を有する地域の振興を図るため、各種施策を展開する。

### ○ これまでの取組

#### 〔集落対策の推進〕

人口減少や高齢化の進行に伴い、集落機能の維持・確保が喫緊の課題となる中、その課題解決に向け、地域の主体的な取組を促すための集落対策に関する総合的な施策を展開する指針として、平成25年3月に「北海道における集落対策の方向性」を策定し、各地域で市町村や住民の主体的な取組が速やかに進められるよう、平成25年度からの2年間を「集中対策期間」とし、その後3年間を「対策定着期間」と位置づけ、集落対策に関する様々な取組を総合的に展開。

また、平成30年1月には、これまでの取組状況等を整理するとともに、集落の小規模化、高齢化の進行など現状の課題を踏まえた道としての今後の取組の考え方を取りまとめた「北海道における集落対策について」を策定し、集落対策の主体となる市町村や集落住民に対し、先進事例の紹介やネットワーク構築の場を提供し、集落対策の取組を促進。

年 度	北海道集落实態調査の主な結果（隔年実施）
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内集落数 3,777集落</li> <li>・人口100人未満の集落 2,130集落</li> <li>・高齢化率が50%を超える集落 770集落</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内集落数 3,688集落</li> <li>・人口100人未満の集落 2,129集落</li> <li>・高齢化率が50%を超える集落 918集落</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内集落数 3,632集落</li> <li>・人口100人未満の集落 2,112集落</li> <li>・高齢化率が50%を超える集落 1,034集落</li> </ul>

#### 〔過疎対策の推進〕

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、道の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針となる「北海道過疎地域自立促進方針」を策定し、道内の過疎地域における振興を推進。

過疎対策は、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」に至るまで4次にわたる特別措置法に基づき、総合的な過疎対策事業が実施されてきている。

道においては、現行過疎法が2021（令和3）年3月末に失効することを見据え、有識者等で構成する「過疎地域を考える懇話会」で議論を深め、「過疎地域の将来に向けた北海道の考え方」を策定し、総務省、関係国会議員等に対し、同考え方に基づき過疎地域の振興を図る対策の充実・強化などを求めている。

過疎地域自立促進特別措置法に基づく道内の過疎市町村数 149市町村（うち一部過疎地域5） ※道内過疎地域の割合 83.2% 【149過疎市町村／179全市町村】
-------------------------------------------------------------------------------------

#### 〔離島振興対策の推進〕

離島振興対策は、昭和28年に「離島振興法」が時限立法として制定されて以来、改正が行われており、現行法は平成25年4月に、新たに離島の国家的国民的役割や国の責務などが追加された改正が行われた。

また、平成28年に有人国境離島地域の保全等が実施されるよう「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が制定された。

<b>【離島振興法に基づく離島振興対策実施地域（6島・6町）】</b> ・昭和29年地域指定：奥尻島（奥尻町）、天売島・焼尻島（羽幌町）、礼文島（礼文町）、利尻島（利尻町・利尻富士町） ・昭和39年地域指定：小島（厚岸町） ※上記のうち、奥尻島、礼文島、利尻島は有人国境離島法に基づく特定有人国境離島地域
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

離島振興法に基づき、道では新たな北海道離島振興計画（H25から10年間）を策定し、今後10年間の離島振興に向けた総合的な対策に取り組んでいる。

また、有人国境離島法に基づき「特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画」（平成29年10月）を策定、関係町などと連携して、必要に応じて国等への要望などを実施している。

【離島地域への主な支援措置】	
国	離島活性化交付金 離島ガソリン流通コスト支援事業 など
道	離島振興対策事業（プロパンガス価格安定事業） 特定有人国境離島地域航路・航空路運賃低廉化事業 など

## 第7条

施策名（事業名）	道から市町村への事務・権限移譲の推進
----------	--------------------

### ○ 目的（趣旨）

住民に最も身近な市町村が、地域の実情や住民ニーズを踏まえながら、総合的な行政サービスを提供できるよう、道から市町村への事務・権限の移譲を進める。

### ○ これまでの取組

「道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づき、重点推進権限の選定、市町村への個別説明や説明会等の実施のほか、市町村が移譲を受けやすくする環境整備として、道職員の派遣、初期投資に係る財政支援などの取組により、市町村への権限移譲を積極的に推進している。

### ○ 実施状況

[事務・権限移譲状況]

年度	移譲権限数	市町村数
平成26年度	367 権限（延べ 741 権限）	47 市町村
平成27年度	183 権限（延べ 432 権限）	24 市町村
平成28年度	301 権限（延べ 485 権限）	21 市町村
令和29年度	72 権限（延べ 98 権限）	8 市町村
平成30年度	132 権限（延べ 380 権限）	54 市町村
令和元年度	85 権限（延べ 137 権限）	34 市町村

[市町村が移譲を受けやすくする環境整備]

職員派遣の実績：2名／2町（平成26～令和元年度）

財政支援の実績：4,700千円／16市町村（平成26～令和元年度）

## 第7条

施策名（事業名）	北海道遺産構想の推進
----------	------------

### ○ 目的（趣旨）

北海道遺産構想は、掘り起こされた宝物を地域で守り、育て、活用していく中から、新しい魅力を持った北海道を創造していこうとする取組。

北海道遺産は、次の世代に引き継ぎたい北海道の宝物として、豊かな自然、人々の歴史や文化、生活、産業など有形無形の財産の中から、道民参加のもと選定。

### ○ これまでの取組

- 北海道遺産構想の取組は、NPO法人北海道遺産協議会によって推進されており、道は協議会の取組を支援。
- これまでに、平成13年に25件、平成16年に27件、平成30年に15件の計67件が選定され、地域や団体、民間企業により遺産の保全・活用の取組が進められている。
- NPO法人北海道遺産協議会には、民間企業から寄附が寄せられており、北海道遺産構想の取組に活用されている。

[寄附の概要]

企業名	内容
イオン北海道(株)	道とイオン(株)との包括連携協定により、ほっかいどう遺産WAONの年間使用額の0.1%を遺産の保全・活用の取組に寄附
(株)伊藤園	お茶で北海道を美しくキャンペーン期間中の売上げの一部を遺産に認定されている地域の自然環境保全活動に寄附
サッポロホールディングス(株)	サッポロビール★道産子感謝DAYのビールの売上げの一部を遺産の保全活用の取組に寄附

### ○ 実施状況

[北海道遺産協議会の取組]

- 北海道遺産フォトコンテストの開催
- 北海道ヘリテージウィークの開催
- 遺産の保全・活用事業や自然環境保全活動に対する助成金の交付 など

[道の取組]

- 北海道遺産パネル展の開催
- 道のメールマガジン「Do・Ryoku」で北海道遺産の紹介記事を掲載 など



## 第7条

施策名（事業名）	<b>移住・交流施策の推進</b>
----------	-------------------

### ○ 目的（趣旨）

人口減少や少子高齢化が、全国を上回るスピードで進行する本道において、交流人口を拡大し、定住化につなげることは、地域の維持・活性化に大きく寄与するため、市町村等で構成する「北海道移住促進協議会」をはじめとする関係団体等と連携・協力し、効率的・効果的な取組を展開する。

### ○ これまでの取組

道は、札幌と東京に「北海道ふるさと移住・定住推進センター」を設置し、移住希望者に対する相談対応等の支援や三大都市圏における北海道暮らしフェアを活用し、北海道の魅力等の情報発信を行っている。

また、首都圏の若年層を対象に本道の魅力を伝える「北海道とつながるカフェ」の開催やリゾート地などで休暇を兼ねてテレワークを行うワーケーションの取組を活用して、新たな関係人口の創出を行っている。

区 分	取組内容
移住希望者への相談体制の充実	北海道ふるさと移住・定住推進センターの設置
情報発信・プロモーション	北海道暮らしフェア等での就業相談の実施
関係人口の創出・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏の若年層を対象とした「北海道とつながるカフェ」の開催</li> <li>・北海道型ワーケーションの実施</li> </ul>

### ○ 実施状況

事業等内容	H26	H27	H28	H29	H30	R1※1
北海道ふるさと移住・定住推進センター 【相談件数】	-	-	421	945	1,104	1,014
北海道暮らしフェア(NPO法人主催※2) 【開催カ所数】	3	3	3	3	3	3
北海道移住体験モニター 【実施市町村数】	12	12	-	-	-	-
ふるさとワーキングホリデー(H30~市町村実施) 【参加者数】	-	-	60	70	56	29
「ちょっと暮らし」(市町村実施) 【利用人数】	2,526	2,800	3,895	3,949	3,909	-
北海道とつながるカフェ 【参加者数】	-	-	-	-	200	155
北海道型ワーケーションの実施 【参加市町村数】	-	-	-	-	-	16

※1 R2.1末現在 ※2 NPO法人=NPO法人「住んでみたい北海道推進会議」

- ・北海道移住希望者等マッチング事業の実施（平成28～30年度）  
首都圏等に居住する、本道への移住を真剣に検討している現役世代を対象に、体験移住と移住後の「しごと」「住まい」「暮らし」の情報提供を組み合わせたマッチングを実施市町村と連携して実施
- ・関係人口創出モデル事業の実施（平成30年度）  
道内5市町村と連携し、北海道とつながりや関心のある方々を対象に、地域の方との交流を盛り込んだ受け入れプログラムを実施するとともに、つながりをより深めるため、ふるさとサポーターの集いを東京都内で開催

第7条

施策名（事業名）	広域連携の推進（北海道型地域自律圏の形成）
----------	-----------------------

○ 目的（趣旨）

広域分散型で多様な地域特性を有する本道において、人口減少問題に的確に対応し、市町村が持続的に多様な行政サービスを提供していくため、定住自立圏など国の広域連携制度の活用を促進するとともに、道も参画する独自の広域的な連携の取組を促進し、自ら考えて行動できる北海道型の地域づくりを進める。

○ これまでの取組

[国の取組]

国の広域連携制度である定住自立圏及び連携中枢都市圏の活用を促進

・定住自立圏

14圏域16中心市112近隣市町村で取組を実施。道内で中心市要件を満たす16市全てが定住自立圏に取り組んでいる。なお、道から国に対し中心市要件の緩和等について要望している。

圏域	中心市	圏域	中心市
中空知	滝川市、砂川市	富良野地区	富良野市
北空知	深川市	北北海道中央圏	名寄市、士別市
北しりべし	小樽市	宗谷	稚内市
西いぶり	室蘭市	網走市大空町	網走市
東いぶり	苫小牧市	北見地域	北見市
南北海道	函館市	十勝	帯広市
上川中部	旭川市	釧路	釧路市

・連携中枢都市圏

1圏域（さっぽろ連携中枢都市圏）で平成31年3月から取組を実施。

<さっぽろ連携中枢都市圏>

札幌市を連携中枢都市とし、石狩管内7市町村、小樽市、岩見沢市、南幌町及び長沼町の12市町村で形成。

[道の取組]

・地域自律圏形成推進検討会議

市町村の広域的な連携や、事務・権限の充実などをテーマに14振興局ごとに道と市町村が協働し、意見交換や政策研究を実施。

・市町村連携地域モデル事業

国の定住自立圏の活用が困難な地域等を対象に、中心的な役割を核とした連携や、自治体同士の相互補完と役割分担による連携など、市町村の新たな広域連携に取り組む地域に対し、地域づくり総合交付金による支援を実施。11圏域が新たに形成、45市町村が取組を実施。

開始年度	実施地域
平成27年度	南空知4町連携地域、とんがりロード広域連携地域、北渡島檜山4町連携地域、遠軽地区連携地域、とから東北部連携地域
平成28年度	岩宇まちづくり連携地域、北空知連携地域（H30から定住自立圏へ移行）
平成29年度	留萌南部3市町連携地域、留萌中北部5町村連携地域、西紋別5市町村連携地域、根室連携地域

・振興局・市町村協働ガバナンス事業

檜山振興局管内をモデルに振興局と市町村が共通・類似する事務の共同化等に向けた検討を平成28年度に実施。平成29年度から3分野（法制執務、情報政策、産業医（メンタルヘルス対策））で連携。

## 第8条 職員の交流

道は、市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、職員の派遣その他の市町村との職員の交流の充実を図るものとする。

### 施策名（事業名） 職員派遣制度の充実による職員交流の推進

#### ○ 目的（趣旨）

「市町村への職員派遣推進方針」及び「道と市町村等の職員交流要綱」に基づき、市町村との職員交流の充実を図ることにより、道と市町村との緊密な連携による地域振興を推進する。

#### ○ これまでの取組

道と市町村等の職員交流においては、平成21年4月に「市町村への職員派遣推進方針」を策定し、従来からの「自治法派遣」や「相互交流」などに加え、平成22年度からは「地域振興派遣制度」、「権限移譲派遣制度」を設けており、平成25年度からは「広域連携」や「徴収対策連携」を進めるための職員派遣制度を創設するなど、道から市町村への職員派遣制度を充実し、市町村等と連携・協働した取組の強化を図っている。

#### [市町村への職員派遣制度の枠組み]

区分	職員交流の目的等	基本的な給与費の負担
市町村と道との結びつきの強化		
自治法派遣	地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣	市町村【派遣先】
出向(退職派遣)	退職をして行う派遣	市町村【派遣先】
相互交流	道と市町村等において、特定分野の業務経験を一定程度積んだ職員同士の相互派遣を通じて、双方の専門性の向上等を図るための派遣	相互【派遣元】
実務研修	若手職員等の実務研修のために行う派遣	市町村【派遣元】
広域的な見地からの市町村等との連携		
財政再生派遣	財政再生団体等の市町村の財政健全化等に向けた取組支援のための派遣	道【派遣元】
権限移譲派遣	道から市町村への権限移譲促進のための派遣	道【派遣元】
合併派遣	市町村合併に向けた取組支援のための派遣	道【派遣元】
広域連携派遣	市町村等の広域連携(業務の共同処理)促進のための派遣	道【派遣元】
地域振興派遣	地方創生の推進など、道と市町村の緊密な連携による地域振興のための派遣	道【派遣元】
地域振興短期派遣		
徴収対策連携派遣	市町村と道が連携し、地方税等の自主財源確保や徴収技術の向上に向けた取組を推進する派遣	道【派遣元】

#### [職員交流実績]

(人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元
道 → 市町村等						
自治法派遣	19	18	22	22	15	20
出向(退職派遣)	2	2	2	2	3	4
相互交流	64	53	48	49	46	37
財政再生派遣	14	13	13	13	13	13
権限移譲派遣	2	0	0	0	0	0
合併派遣	0	0	0	0	0	0
広域連携派遣	4	1	0	0	0	0
地域振興派遣	42	42	39	37	38	38
地域振興短期派遣	—	—	4	2	0	0
徴収対策連携派遣	6	6	6	6	6	6
計	153	135	134	131	121	118
市町村等 → 道						
相互交流	63	50	46	48	45	35
実務研修	25	19	27	31	29	27
計	88	69	73	79	74	62

[令和元年度 地域振興派遣テーマ等]

	派遣先 市町村等	派遣テーマ
地域 振興 派遣	浦臼町	「ジビエ・de・そらち」事業と「産業観光推進グランドデザイン」事業の推進
	恵庭市	新工業団地の造成に係る新たな雇用創出と人材確保に向けた取組の推進
	ニセコ町	自治体SDGsモデル事業「NISEKO生活モデル地区構想事業」の推進
	白老町	民族象徴空間を核とした交流人口拡大促進とアイヌ文化の普及
	森町	豊かな森林づくりのための木育活動と林業・木材産業の担い手確保に向けた取組の推進
	江差町	日本遺産を活かした観光まちづくりの推進
	士別市	ホストタウン（台湾）を主とした「合宿の聖地創造事業」推進の継続
	遠軽町	地域観光の魅力拡大（遠紋地域広域観光の推進）
	弟子屈町	弟子屈町の基幹産業の再構築について
	根室市	広域交通ネットワーク確保対策の推進
	月形町	「地域交通ネットワーク」整備計画の策定
	美唄市	サイクルツーリズムによる観光振興
	新篠津町	観光振興と農商工連携の促進
	神恵内村	地域商社との連携による地域活性化
	黒松内町	種子馬鈴薯の生産を核とした複数戸設置法人の設立準備
	喜茂別町	北海道新幹線後志地域新駅開業効果のようてい・西いぶり地域における検討体制の構築
	古平町	コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりの推進
	むかわ町	恐竜化石を活かしたまちづくり及び交流人口の拡大
	様似町	日本ジオパーク全国大会開催及び世界ジオパーク再認定に向けた取組の推進
	鹿部町	広域観光圏と連携した地域資源の活用による観光商品の開発
	東神楽町	「住み続けたいまちNo.1」の実現
	占冠村	地域資源を活かしたビジネスモデルの確立と住み続けたいと思える生活環境の整備
	留萌市	広域観光連携の推進
	豊富町	地域連携の推進等における体制整備
	猿払村	猿払村IOT推進ラボの推進
	紋別市	林業成長産業化地域創出モデル事業の推進
	中札内村	安全な住民生活の確保
	足寄町	カラマツ材活用推進による林業の成長産業化
	鶴居村	鶴居村における地域創生の推進
	中標津町	北方領土隣接地域への訪問客拡大及び空港を活用した四島交流の検討・推進
	厚真町	林業復旧等
		公共土木施設災害復旧等
公共土木施設災害復旧に係る用地取得等		
安平町	復興計画策定等	
	公共土木施設災害復旧等	
むかわ町	復興計画策定等	
	漁業災害復旧等	
	公共土木施設災害復旧等	

## 第8条

施策名（事業名）	<b>振興局と市町村の協働政策検討会</b>
----------	------------------------

### ○ 目的（趣旨）

振興局職員と市町村職員等が地域の課題を共有し、その解決を図るため、振興局と市町村が連携・協働して取り組むプロジェクトのブラッシュアップや新たな協働事業などについて検討を行う。

### ○ これまでの取組

平成28年度まで「道・市町村共同政策研究会」により、地域固有の課題やその時々が発生した諸課題への対応等、地域の実情に応じて各振興局において研究テーマ設定し、有識者による講演や出席者による意見交換などを通じて、新たな施策の立案や既存施策の効果的な推進などについて研究・討議を実施。

平成29年度に「振興局と市町村の協働政策検討会」として見直しを行い、振興局と市町村をはじめとする地域の多様な主体の連携・協働により、地域の実情を踏まえた地域創生を推進するための政策検討を実施。

検討事項	・振興局と市町村が連携・協働して取り組むプロジェクトのブラッシュアップ ・新たな協働事業 など
開催方法等	政策検討会の名称、参加者、開催方法、開催時期、開催回数等は、地域の実情に応じて各振興局において設定
開催後の対応	各振興局は政策検討会の結果を振興局と市町村の協働事業に活かすよう努める

### ○ 実施状況

年度	開催回数
平成29年度	14 振興局において 56 回
平成30年度	12 振興局において 44 回

[平成30年度 主な開催内容]

振興局	検討会名	テーマ	参集メンバー
空知	北海道空知地域創生協議会	首都圏等に向けた空知地域の魅力発信	管内市町村、振興局
胆振	移住フェア出展等に関する意見交換会	移住定住促進の取組について	管内10市町村移住・定住担当者、振興局
渡島	渡島西部4町スポーツ合宿誘致協議会	渡島西部4町が連携したスポーツ合宿の誘致	松前町、福島町、知内町、木古内町、振興局
檜山	ひやまの観光をみんなで考える会	食と観光の施策、道南観光の今後（勉強会）	管内各町観光担当課長、観光協会事務局長、関係観光事業者、振興局
留萌	西蝦夷再興協議会	西蝦夷300年新年交流時代創造事業	管内市町村、留萌観光協会、管内商工会、留萌開発建設部、留萌観光連盟、留萌信用金庫ほか
宗谷	SOYA fresh☆network幹事会	SOYA fresh☆networkの運営について	管内10市町村の若手職員、振興局地域政策課若手職員
樺ノ川	オホーツクイメーヅ形成・発信プロジェクト検討会議	オホーツクイメーヅ発信プロモーション事業の検討、実施	管内各町、振興局
十勝	十勝アクティブシニア移住交流促進部会	移住・定住推進に関する情報共有や意見交換	十勝管内市町村職員、十勝圏複合事務組合職員、振興局
釧路	ウェルカム道東道ワーキング会議	道東自動車道の釧路延伸を契機とした魅力発信	市町村企画・観光担当者、観光協会等担当者、開発建設部、振興局
根室	根室地域150ミーンティング	松浦武四郎根室管内巡回パネル展及び松浦武四郎関連の北海道みらい事業等	中標津町文化スポーツ振興財団、振興局、根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町教育委員会

## 第8条

施策名（事業名）	地域創生出張サポート制度
----------	--------------

### ○ 目的（趣旨）

振興局が市町村と緊密な連携を図りながら地域創生を進めるため、振興局職員が出張等により地域に出向き、地域の実情や課題に応じた地域振興の取組をサポートする。

### ○ これまでの取組

平成23年度から「地域にどんどん飛び出し隊」により、振興局職員が地域に積極的に出向き、地域課題や地域活性化の「種」・「芽」を把握し、市町村と一体となった地域づくりを推進すること目的に実施してきた。

平成29年度に「地域創生出張サポート制度」として見直しを行い、地域創生を推進するため、特に振興局と市町村の協働に関する業務や市町村の総合戦略の推進等の業務の重点的なサポートに務めている。

サポートの対象業務	・地域振興に関する事項全般 ・その中でも振興局と市町村の協働に関する業務と市町村の総合戦略の推進に関する業務を特に重点的にサポート
派遣の実施	地域の実情や課題を踏まえ、市町村からの要請があった場合、又は、各振興局長が必要と認める場合に振興局職員を市町村等へ出張及び外勤により派遣
派遣期間	振興局長が必要と認める期間 ※1業務につき通算1か月以内（職員1人当たりでは、1週間以内程度）

### ○ 実施状況

年度	実施回数
平成29年度	211回
平成30年度	172回

## 第9条 人材の育成等

道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

施策名（事業名）

地域カスキルアップセミナー

### ○ 目的（趣旨）

人口減少や少子高齢化、価値観や生活様式の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域のニーズや課題の複雑化が進む中、地域課題の解決には行政だけではなく地域の多様な主体による取組が求められる現状において、多様な主体が連携・協働して身近な課題を解決していく「地域力」の向上が不可欠であることから、市町村職員や地域の団体・住民等が協働の取組手法や実践活動のスキル、先進的な取組事例等を学ぶ場として地域カスキルアップセミナーを開催し、「地域力」の向上を図る。

### ○ これまでの取組

[セミナーの開催状況]

年度	プログラム	参加者等
平成27年度	1日目：まちづくり推進条例セミナー編 2日目：サポート実践研修会編	【参加対象】 行政職員、地域づくり団体、 まちづくりに関心のある方など
平成28年度	1日目：まちづくり推進条例セミナー編 2日目：サポート実践研修会編	
平成29年度	1日目：「地域力」を考える 2日目：協働を促進する手法を学ぶ	【開催地】札幌市
平成30年度	1日目：「地域力」を考える 2日目：協働を促進する手法を学ぶ	
令和元年度	1日目：「地域力」を考える 2日目：協働を促進する手法を学ぶ	【日程】連続した2日間

## 第9条

施策名（事業名）	民間企業等との協働
----------	-----------

### ○ 目的（趣旨）

民間が有する知恵やノウハウを最大限に活用しながら、効果的かつ効率的な地域振興の推進を図るため、官民連携による取組を推進し、道内地域や経済の活性化、公共サービスの質の向上を図る。

### ○ これまでの取組

#### [民間企業等とのタイアップ事業]

民間企業等が有する資源（アイデア、ノウハウ、資金等）と道が持つ情報やネットワーク、人的資源を結びつけることで、道内地域や経済の活性化、公共サービスの充実や道が進める施策の効果的な展開を図っている。

#### [包括連携協定]

民間企業等からの提案に基づき、複数の政策分野にわたって道と包括的かつ継続的に協力関係を構築し、連携・協力に関する協定を締結した上で、具体的な事業を協働で実施している。

#### [ほっかいどう応援団会議]

北海道にゆかりや想いのある企業や団体、また、関係人口として北海道を応援してくださる個人の方々に応援団として名乗りを上げていただき、道や市町村における、地域課題の解決に向けた様々な取組への支援の輪を拡大。

### ○ 実施状況

年度	取組内容	
平成26年度	提案募集の取組実績：タイアップ38事業	包括連携協定締結13企業
平成27年度	提案募集の取組実績：タイアップ27事業	包括連携協定締結12企業
平成28年度	提案募集の取組実績：タイアップ34事業	包括連携協定締結7企業
平成29年度	提案募集の取組実績：タイアップ45事業	包括連携協定締結9企業
平成30年度	提案募集の取組実績：タイアップ46事業	包括連携協定締結6企業

#### [平成30年度タイアップ事業]

タイアップの概要	タイアップ企業
子育て世代向け情報誌「クルール」による道政広報の実施	(株)インサイト
札幌市内5カ所に設置されている大型ビジョンを活用した道政広報の実施	(株)メガコーポレーション
フリーペーパー「スコブル」による道政広報の実施	(株)ぶらんとマガジン社
フリーペーパー「ママナビ」による道政広報の実施	(株)マミープロ
フリーペーパー「IPO1」による道政広報の実施	(株)総合商研
映画ポスターによる道政広報の実施	(株)MACH
外国人観光客を対象としたモバイル端末による災害支援や観光情報の発信	(株)エコモット
ウェブページに自治体のPR動画などを掲載することによる北海道の魅力発信	(株)ビデオマーケット
観光列車「ながまれ号」の利用促進策の検討	道南いさりび鉄道(株)、日本旅行(株)、函館市、北斗市、木古内町
バス事業の人事・労務担当者へ向けた運転手採用・確保定着戦略セミナーの実施	リッツMC(株)
バス事業の人事・労務担当者へ向けた運転手採用・確保定着戦略セミナーの実施	アイテムコーポレーション(株)
商品パッケージを利用した北海道新幹線PR	カゴメ(株)、カルビー(株)ほか
家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・再生利用事業に道として参加し、本庁及び各振興局ロビーに回収箱を設置	プリンターメーカー5社
知床財団が実施する知床世界自然遺産の保全活動等及び北海道環境財団が実施しているラムサール条約湿地の保全活動等を支援(両財団への寄附)	アサヒビール(株)、(公財)知床財団、(公財)北海道環境財団
フリーペーパー「エコチル」を活用した環境情報発信事業の実施	(株)アドバコム
北海道Meijiカップ新聞広告へのコメント掲載	(株)読売広告社
健康づくりに関する普及啓発	大塚製薬(株)
特定健診等普及啓発事業への協賛	花王グループカスタマーマーケティング(株)、大鵬薬品工業(株)
慢性腎臓病市民講演会	協和キリン(株)、(株)クリニコ、大日本住友製薬(株)、中外製薬(株)
世界腎臓デー啓発パネル展	協和キリン(株)、(株)クリニコ、大日本住友製薬(株)、中外製薬(株)、バイエル薬品(株)
妊婦支援に係る事業への協力や子育て世帯を支援する事業への協力 など	(株)サッポロドラッグストア、(株)リージョナルマーケティング
道民の健康増進、野菜不足解消に向けた「野菜を食べよう」キャンペーンの告知イベントを実施し、同イベント内での道産小果実のPR	カゴメ(株)北海道支店、(株)セコマ
北海道の特産品を活用したポテトチップスの発売	カルビー(株)
外国人観光客向けWi-Fi環境促進プロジェクト	東日本電信電話(株)
訪日外国人向けアプリを活用したWi-Fi環境促進	(株)ワイヤ・アンド・ワイヤレス



訪日外国人向けインターネット利用環境の整備促進	(株)NTTドコモ
道の観光入込みの地域及び季節の偏在の解消に向けたメディア活用による情報発信事業	(株)リクルート北海道じゃらん、 (公社)北海道観光振興機構
情報誌の一部に北海道観光情報を掲載	(株)えんれいしや、 (公社)北海道観光振興機構
中国本土などからタレントを共同招聘、道内観光地の様子を中国本土に動画配信など	(公社)北海道観光振興機構、Ctrip
本庁舎構内に新エネ設備を設置し道民の意識啓発、理解促進を図る	(株)小林舞台システム
(株)北海道アルバイト情報社が発行する求人情報誌や求人サイトで、北海道及び関係機関の有する求職者向け情報を掲載・配信 ほか	(株)北海道アルバイト情報社
学生への道内求人情報の提供や就職相談の実施	高崎経済大学、中央大学、東海大学
ICTを活用することで、地域で活躍できる人材育成につながる学習環境の構築を行う など	日本マイクロソフト(株)
空知地域の炭鉱遺産群をはじめとした産業遺産の魅力ある地域資源を活用し「地域住民のシビックプライド(地域に住む人々の誇りやアイデンティティ)」を醸成し、産炭地域の活性化を推進	(株)島津興業
「農×アート」多種多才な人材のさつぽろ圏定着を目指す協働プロジェクト	丸彦渡辺建設(株)
IoTの活用による農山漁村の灯油難民防止等に向けた地域実証実験	新篠津村農業協同組合、 ゼロスペック(株)、新篠津村 京セラコミュニケーションシステム (株)、さくらインターネット(株)
リゾート就業者の通年雇用化やグローバル人材育成、リゾートと地域の経済交流を推進するための活動 など	後志総合振興局管内全20市町村、 リゾート企業10社、農協4団体
グローバル人材育成に係る連携・協力	北星学園大学
グローバル人材育成に係る連携・協力	法政大学
北海道胆振東部地震において、災害応急対策の業務等に関して協力を実施	(一社)室蘭建設業協会
官民協働によるクラウドファンディングを活用した地域の活性化を図る	旭川信用金庫、(株)ACTNOW
北海道の新たなキャッチフレーズ「その先の、道へ。北海道」の広告幕を(株)廣野組の本社ビル壁面に写真とともに掲示することにより、広く浸透を図る	(株)廣野組
留萌管内における「木育マイスターの育成」や「木育マイスターの活動」への支援並びに「木育活動の普及・啓発」に関する取組を実施	北海道森林土木建設業協会留萌支部
大規模災害発生時の地域住民や旅行者等への情報提供	(株)十勝毎日新聞社
大規模災害発生時の地域住民や旅行者等への情報提供	(株)おびひろ市民ラジオ
スマートフォンアプリを活用した釧路管内の地域情報発信事業	(株)サンエス・マネジメントシステムズ

〔連携協定状況〕

締結年度	締結時期	協定先企業名	協定に基づく取組分野
平成26年度	平成26年 7月	(株)函館丸井今井 【渡島との協定】	・北海道新幹線開業を契機とした地域振興 ・地域産品の販路拡大 ・観光情報の発信 など
	平成26年 8月	(株)クリエイティブオフィスキユー	・北海道の魅力発信 ・地域活性化・道政情報の発信 など
	平成26年 9月	(有)ラッキーピエログループ 【渡島との協定】	・北海道新幹線開業を契機とした地域振興 ・森林の植樹・木育 ・地域環境の保全 など
	平成26年 9月	ヤフー(株)	・道政情報等の発信 ・防災・災害対策 ・北海道経済の活性化 など
	平成26年10月	学校法人酪農学園	・食産業の振興 ・人材の育成 ・環境との調和 など
	平成27年 1月	(株)NTT東日本ー北海道	・アスリート等の受入体制促進 ・人口減少・少子高齢化対策 など
	平成27年 1月	エステー(株)、(株)北都 【釧路との協定】	・トドマツの利用促進・知名度向上 ・森林の大切さの理解向上 など
	平成27年 2月	函館工業高等専門学校 苫小牧工業高等専門学校 釧路工業高等専門学校 旭川工業高等専門学校	・ものづくり人材の育成、確保 ・地域に密着したものづくり産業の振興 など
	平成27年 3月 (平成29年3月改定)	東京農業大学	・攻めの農林水産業の確立 ・地域を担う人づくり など
平成27年度	平成27年 6月	東日本高速道路(株)	・観光・食産業の振興 ・災害・防災 ・北海道の魅力等情報発信 など
	平成27年 6月	(株)ぐるなび	・食文化の振興 ・地域振興、地域活性化 ・北海道の魅力発信 など
	平成27年 7月	北海道既存住宅流通促進協議会 北海道宅地建物取引業協会 全日本不動産協会北海道本部 北海道不動産鑑定士協会	・安全安心な地域づくり ・地域の活性化 ・災害発生時の協力 など
	平成27年10月	三井住友海上火災保険(株)	・中小企業等への経営支援 ・中小企業等の海外進出 など

	平成27年12月	日本航空(株)	・観光振興 ・食の振興 ・環境保全 ・人づくり ・文化・スポーツの振興 など
	平成27年12月	沿岸バス(株) 【留萌との協定】	・観光振興 ・地域活性化 ・情報発信 など
	平成28年 1月	第一生命(株)	・女性の活躍推進、子育て支援の推進 ・健康増進 ・地域経済の活性化 など
	平成28年 3月	北海道弁護士会連合会	・本道中小・小規模企業の活動への法的サービス による支援 など
	平成28年 3月	吉本興業(株)	・イベントを通じた地域活性化 ・海外での北海道の食のPR など
平成28年度	平成28年 5月	北海道科学大学 北海道科学大学短期大学部	・寒冷地に特化した科学技術 ・保健医療・福祉 ・まちづくり など
	平成28年 6月	明和地所(株)	・北海道ブランドのPR ・北海道の食や観光等のPR など
	平成28年11月	(株)藤丸 【十勝との協定】	・食の振興 ・安全・安心な地域づくり ・子育て支援 ・地域の産業支援 など
	平成28年12月	ANAホールディングス(株)	・北海道の観光振興 ・北海道の食の振興 ・北海道の人づくり など
	平成29年 1月	稚内北星学園大学 【宗谷との協定】	・宗谷の魅力発信 ・まちづくりの推進 ・地域の未来を拓く人材の育成 など
	平成29年 1月	(株)中央スーパー 【留萌との協定】	・地域の安全・安心の確保 ・留萌の食の振興 ・留萌の観光の振興 ・就労支援 など
平成29年度	平成29年 5月	北翔大学 北翔大学短期大学部	・生涯スポーツ ・教育文化 ・人間性豊かな人材育成 など
	平成29年 8月	サツドラホールディングス(株)	・環境保全 ・子育て支援 ・健康づくり など
	平成29年 9月	日本郵便(株)北海道支社	・地域創生 ・災害対策 など
	平成29年 9月	(株)北海道バスケットボールク ラブ → 現:(株)バスケ北海道	・子供の健やかな心身の育成 ・スポーツをツールとした地域活性化 など
	平成29年10月	学校法人北斗文化学園 【胆振との協定】	・食の振興 ・安全・安心な地域づくり ・国際交流等の推進 ・地域の人材育成 など
	平成29年11月	アクサ生命保険(株)	・健康づくり、スポーツの振興 ・地域経済の活性化 ・防災・減災 など
	平成30年 2月	損害保険ジャパン日本興亜(株)	・防災・減災、災害時の支援 ・観光・交流、インバウンドの推進 など
	平成30年 3月	学校法人香川栄養学園 【十勝との協定】	・食の生産現場における人材育成 ・十勝産食材の利活用促進 など
	平成30年 5月	佐川急便(株)	・物流振興 ・北海道の魅力発信 ・安全・安心な地域づくり など
平成30年度	平成30年 6月	ヤマト運輸(株)	・物流・人流の活性化 ・安全・安心な地域づくり など
	平成30年 7月	日本生命保険相互会社	・健康増進・疾病予防 ・安全・安心な地域づくり など
	平成30年10月	株式会社ポケモン	・観光振興 ・児童・青少年の教育や子育て など
	平成30年12月	(株)苫小牧中野自動車学校 (株)苫小牧ドライビングスクール 【胆振との協定】	・胆振地域への若者の呼び込み ・教習生への道政広報 ・人材育成 など
	令和元年度	平成31年 4月	セイノーホールディングス(株)
令和元年 9月		あいおいニッセイ同和損害保険 (株)	・介護・福祉 ・産業振興 ・地域社会の貢献 ・交通安全 など
令和元年10月		JRA日高育成牧場 【日高との協定】	・強い馬づくり ・地域を担う人づくり ・交流人口の拡大や地域振興 など
令和元年10月		日高軽種馬農業協同組合 【日高との協定】	・強い馬づくり ・地域を担う人づくり ・交流人口の拡大や地域振興 など
令和元年11月		学校法人札幌大学	・地域創生の推進 ・アイヌ文化の振興 ・国際交流の促進 など

【ほっかいどう応援団会議】

登録企業・団体数 352 (道内 207、道外 145) 【令和2年1月末現在】

セミナー名	会場	開催日	参加数
ほっかいどう応援セミナー	TKPガーデンシティ品川	令和元年9月26日	141社、243名
	帝国ホテル大阪	令和2年1月29日	60社、110名

## 第9条

### 施策名（事業名）

### 大学やNPOなど外部人材の活用による地域の活性化

#### ○ 目的（趣旨）

大学やNPO、民間事業者などの専門的な知識や知見を有する有識者等と連携・協働し、地域振興に関する必要な人材、知見、技術等を効果的に活用しながら、地域課題の解決や地域の活性化を図る。

#### ○ これまでの取組

##### [北海道地域づくりアドバイザー紹介制度]

地域づくりの専門的な知識や豊かな経験を有する方を「北海道地域づくりアドバイザー」として5つの登録分野において登録し、地域の活性化に取り組んでいる市町村、団体等からの問い合わせに応じて紹介し、市町村、団体等の取組を支援している。

北海道地域づくりアドバイザー登録者数	44名
--------------------	-----

##### 【登録分野】

- 協働による地域づくり
- まちづくり
- 地域経営
- 集落・過疎地域
- 地域資源の活用  
(7つに細分化)
  - コミュニティビジネス
  - 観光
  - 自然環境
  - 地域文化
  - 食
  - 商品開発・流通
  - その他

- ・市町村、団体等からの問い合わせに応じてアドバイザーを紹介
- ・庁内各部の様々な施策を効果的に推進するため、各部からの照会に応じ適切なアドバイザーを紹介
- ・アドバイザーのプロフィールを道のHPで公開

##### [元気なふるさとづくり研究会]

大学教授などの集落対策の専門家による研究会を開催し、集落対策に関する課題や今後の方向性についての助言・意見等をいただき、道の施策等への反映を図る。

開催状況	平成29年5月（道内4地区で開催）、6月（札幌）、11月（札幌） 平成30年6月（札幌）、3月（札幌） 令和元年8月（札幌）
構成メンバー	大学教授、研究者 など
主な内容	地域で集落対策に取り組んでいるNPOなど各種団体による事例等の発表、道の集落対策の現状と課題について など

##### [地域おこし協力隊の取組支援]

市町村が地域おこしに意欲を持つ都市住民を受け入れ、様々な地域協力活動に従事してもらい、地域の活性化を図る「地域おこし協力隊」の取組を支援するため、受入体制づくりに向けた会議の開催や地域おこし協力隊員のスキルアップ・ネットワークづくりに向けた取組を行っている。

##### 《道内の受入状況》

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
隊員数	225名	348名	511名	593名	656名
市町村数	75	104	125	142	154

##### 《地域おこし協力隊に関する道の取組》

事業等内容	開催（実施）時期	実績
地域おこし協力隊全道研修・交流会の開催	平成25年度から毎年度	年1回東京開催
地域おこし協力隊合同募集フェアの開催	平成28年度から	計7回開催

## 第10条 情報の提供

道は、道民及び市町村が地域振興に関する情報を共有し、道民の主体的な取組及び市町村が実施する施策の充実が図られるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

施策名（事業名）

地域振興に有用な情報の提供等

### ○ 目的（趣旨）

地域が主体となった地域振興に係る取組を進めるため、地域振興に有用な情報を積極的に提供する。

### ○ これまでの取組

- ・道が行っている地域振興に関する制度や取組等の情報を、北海道のホームページや道庁ブログ、フェイスブック、広報紙「ほっかいどう」等において提供を行っている。
- ・振興局及び本庁地域政策課に設置している「地域づくりのための総合的な相談窓口」を活用し、道民や市町村からの相談に対応する中で、地域づくりに有用な情報の提供を行っている。
- ・道民や市町村職員等を対象にした会議やフォーラム等において、地域振興に関する取組や先進事例等の情報提供を行っている。

### ○ 実施状況

[地域振興に関する制度・施策等の情報提供]

- ・地域振興条例第5条～第9条に基づく地域振興に関する施策の制度及び実施状況について、北海道のホームページや道庁ブログやSNSなどで随時情報提供

[情報発信における具体的事例]

- ・「地域力の育成・向上に向けた取組について」（冊子データ）の発行【平成29年3月】  
国、他都府県、道内各地域、民間などの取組事例等を冊子（データ）としてまとめ、ホームページで発信。
- ・広報紙「ほっかいどう」における地域づくりに関する取組等の情報提供
- ・北海道創生ジャーナル『創る』の発行【平成28年12月創刊】  
「まちを創る」、「ひとを創る」、「しごとを創る」という地方創生の理念のもと「北海道創生」の実現に向け、道内における地方創生の取組を広く道民の方々と共有するため、情報誌「北海道創生ジャーナル『創る』」を発行。
  - 内容：道内各地域で進められている先駆的なプロジェクトの取組事例等を広く掲載
  - 発行：年4回（季刊）
  - ※直近：第13号（令和元年12月）

## 北海道地域振興条例

平成21年 3 月 31 日  
条例第51号

改正 平成26年10月14日 条例第93号

〔第1次改正〕

北海道地域振興条例をここに公布する。

北海道地域振興条例

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 地域振興に関する施策の推進（第4条—第11条）

附則

道民一人一人の営みが形づくる個性豊かで多様性に富む地域から成り立つ私たちの北海道は、連綿と続く歴史の中で、先人のたゆまぬ努力により独自の文化や風土を形成し、大きな発展を遂げてきた。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化の中、本道の各地域においては、経済、雇用、生活等の様々な分野で、厳しい状況に直面している。

一方、本道は、雄大な自然や豊富な資源に恵まれ、食料、エネルギー、環境等の世界全体の課題に貢献し得る大きな潜在力を有している。道内の各地域に目を向けると、こうした本道の優位性を生かした新たな取組や北海道らしいライフスタイルをつくり出そうとする動きが芽生えてきている。

今後の地域振興に当たっては、このような地域の特色ある活動を一層活発に展開していくとともに、地域の切実な課題の解決に向け、住民、事業者等、市町村及び道がこれまで以上に一体となって、それぞれの地域の実情に即した取組を積極的に進めていくことが重要である。そのためには、国から地方へ、道から市町村への権限移譲を着実に推進するなど、地域の創意と主体性が存分に発揮される社会を創造していかなければならない。

こうした考え方に立って、道民、市町村及び道が地域振興の担い手として、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の力を結集することによって、北海道全域の活性化を図り、すべての人々が将来にわたり安心して暮らし、幸福を享受できる地域社会を築き上げることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北海道における地域振興に関し、基本理念を定め、及び道の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、地域振興に関する施策を道民及び市町村と共に推進し、もって個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地域振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 道民及び市町村の創意及び主体性が発揮され、地域の特性に応じた取組が持続的に進められること。
- (2) 地域の実情に即して地域の課題の解決が図られるよう、道民、市町村及び道の適切な役割分担の下、協働による取組が積極的に進められること。
- (3) 集落、市町村、市町村を越える地域等の様々な地域の単位において、地域間の交流が促進され、地域相互の連携及び補完が図られること。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、地域振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 道は、地域振興を図る上で道民及び市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するものとする。

- 3 道は、地域振興に関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密に連携し、及び道民との協働に努めるものとする。
- 4 道は、地域振興に関する施策の推進に当たっては、国に対し、必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。
- 5 道は、地域相互の連携及び補完が図られるよう、地域の実情を踏まえ、広域的な見地からの施策の推進及び必要な調整を行うものとする。

## 第2章 地域振興に関する施策の推進

### (施策推進の基本方針)

第4条 道は、次に掲げる基本方針に基づき地域振興に関する施策を推進するものとする。

- (1) 自然環境、文化、歴史、産業その他の地域の特性に配慮すること。
- (2) 人口の減少に伴う地域の課題に対応すること。
- (3) 自然景観、農林水産物その他の地域における資源の効果的な活用を図ること。
- (4) 地域振興を担う幅広い人材の育成及び活用を図ること。
- (5) 産業、暮らし、環境、防災及び減災等の幅広い分野にわたる施策を一体的に実施すること。
- (6) 多様な手法による市町村間の連携を促進すること等により、地域の主体的な取組が持続的に進められるようにすること。
- (7) 食料、エネルギー、環境その他の国の内外における重要な課題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるよう、本道の各地域の特性を生かすこと。
- (8) 地域の実情に応じた施策を効果的に進めるために、総合振興局及び振興局がその中核的な役割を担うこと。

### (地域計画の策定及び推進)

第5条 道は、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための計画（以下「地域計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 道は、地域計画については、総合計画（北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第7条第1項に規定する総合計画をいう。）が示す政策の基本的な方向に沿って策定しなければならない。
- 3 道は、地域計画については、特定分野別計画（北海道行政基本条例第7条第4項に規定する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画をいう。）と一体的に推進しなければならない。

### (道民の意見等の反映)

第6条 道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (地域振興に関する取組等への支援)

第7条 道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。

- 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

### (職員の交流)

第8条 道は、市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、職員の派遣その他の市町村との職員の交流の充実に努めるものとする。

### (人材の育成等)

第9条 道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

(情報の提供)

第10条 道は、道民及び市町村が地域振興に関する情報を共有し、道民の主体的な取組及び市町村が実施する施策の充実が図られるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

(財政上の措置)

第11条 道は、地域振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成26年10月14日条例第93号）

〔北海道地域振興条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。